



島田市消費生活センター

市民安心課 市民相談係 ☎ 36-7153

プロバイダー契約に潜む危険

接続業者の変更は慎重に！

インターネット通信は、プロバイダー（接続業者）と契約すること、その機能が使えるようになり、既に多くの人が利用しており、プロバイダーの数も増えてきました。今年2月に金谷地区で光回線通信サービスが供用されて以降、代理店のセールスに対する苦情や相談が多く寄せられています。今回は、最近の相談で増えている契約トラブルの内容と注意点について、ご紹介します。

口頭でも承諾したら契約成立

【事例1】

大手電気機器メーカーの関連を名乗るA社から電話があった。「プロバイダーを当社に変更すれば、使用料金が安くなる」と言われ、A社に切り替えることを口頭で承諾した。1週間後に回線をつなぐことになったので、そのときに契約書を記入・押印して、はじめて契約が成立するものと思った。

念のため、A社を検索してみたら、どうも怪しい業者のようである。まだ押印をしていないので、契約を断りたい。

【事例2】

同じくA社からプロバイダー契約の電話勧誘をされた。A社への変更を了承したところ、その場でパソコンを遠隔操作された。

後日、それまで契約していたB社に確認したら、料金は安くならないことがわかった。電話でA社に解約を申し入れたところ、解約料が5250円掛かると言われたが、支払わなければならないのか。



●ここに注意しましょう
電気通信事業法により、電気通信事業者は特商法の適用除外とされていることから、インターネットサービスの契約については、書面による契約を交わさなくても、**口頭の承諾で契約が成立したと見なされます。**このため、訪問販売などの被害に対処する「クーリング・オフ制度」も適用されません。

【事例1】のようなときは「契約を解除すること、今後も契約するつもりはないこと」を、書面（郵送の場合は簡易書留）により早急に相手に伝え、解約交渉を行う必要があります。また、【事例2】の場合も、契約が成立しているのに、解約料を請求されれば、支払いの義務が発生します。
今回のような通信サービスを含め、電話勧誘や訪問販売による売買契約は、安易に了承しないように注意が必要です。

●説明を正しく理解しましょう

契約のポイントは「安くなるのか、ならないのか」です。まず業者から、十分な説明を受けるようにしてください。また、専門用語など、分かりにくい内容があるかもしれませんので、インターネット通信に詳しい知人に同席してもらうのもよいでしょう。現在の契約内容を、あらかじめ確認しておくことも大切です。

「どのような仕組みで料金が下がるのか」「将来的に損をしてしまうことはないか」**契約内容を正しく理解してから返答しましょう。**

説明内容に虚偽があるなど、業者の過失を問えるケースもあります。心配なときは、島田市消費生活センターにご相談ください。
☎市民相談係 ☎ 36・7153

生活用品活用バンク

とき／毎週火曜日・木曜日 午前9時～午後4時（祝日・プラザおおるり休館日を除く）
ところ／市民相談係（プラザおおるり1階）

登録方法／電話または直接、市民相談係まで（品物の色、形式などもお伝えください）

①譲ります

▽机、ベッド、洋服・茶・押入れタンス、スピーカー、加湿器、布団乾燥器、ベビー用品（クーハン）、制服、電子オルガン、ギター、健康器具、介護用パジャマ、電球、植木鉢、つえ、一輪車、砂場、調理器具（ロースター）

②譲ってください

▽パソコン机、ロッカー、スチール製戸棚、マッサージ機、洗濯機、窓用エアコン、制服、双子用ベビーカー、トランポウォークジヨグ、大正琴、琴、足踏みミシン、猫用ゲージ、自転車、キックボード

※10月15日現在の状況です。詳しくは、市ホームページの一覧表をご覧ください。

注意点

- 譲りたい物は、自宅で保管
 - 値付け可（上限5000円）
 - 譲ってほしい人が運搬
- ☎市民安心課 市民相談係 ☎ 36・7153